

全国青年環境連盟 規約

(2010年10月31日現在)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、正式名称を全国青年環境連盟とし、略称をエコ・リーグとする。

(事務所)

第2条 本会は、関東事務所を、東京都新宿区神楽坂2-19 銀鈴会館507に、関西事務所を、大阪市北区国分寺1-7-14 国分寺ビル6F 天六さじき内に置く。

(目的)

第3条 本会は、以下の目的を有する。

- (1) 地球規模から地域までの環境問題の解決を目指す青年の活動が連携し、互いに発展、活性化しあう共通の場を創ることを通じて地球環境問題の解決を目指すこと。
- (2) 環境問題解決の実践活動を通じて青少年が社会に主体的に参加する喜びを学び、また広く市民がこれらの活動の場に参加できる機会を提供すること。
- (3) 各々の活動を通じて、我々とさらに将来の世代にわたる新しい時代の在り方を模索し、かつこれを実現する方法を見出すこと。

(性格)

第4条 本会は、特定の集団や個人を利用する為でなく、常に地球社会全体にとっての福祉を考え、行動する青年活動を支援する団体である。したがって、本会は特定の政治宗教その他の勢力と関係を持たず、また営利を目的としない。

2 本会は、行動に際して、いかなる暴力的手段も認めず、人権と生命の権利を遵守する。

3 本会は、参加する者の自発的意思とその人格とを最大限に尊重し、自由に発言し行動する権利を保障し、参加する個々人の自己実現の場を提供する。

(事業主催者名の公示)

第5条 本会が行う各種事業は、すべて「全国青年環境連盟」または「エコ・リーグ」として公示する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、以下の2種とし、普通会員をもって特定非営利活動促進法に基づく社員とする。

(1) 普通会員 環境問題に関心を持ち、その解決に向けて行動する意思を有するとともに、本会の運営に関与する意思を持つ16歳以上29歳以下の青年

(2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、主として資金的、物品的援助を行う者

2 普通会員で満30歳になった者は、その事業年度は普通会員であるものとみなす。

(普通会員の権利)

第7条 普通会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 役員の選挙権および被選挙権

(2) 役員の解任請求権、総会開催請求権、監査請求権など運営に参画できる権利

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、入会届を事務局長に提出し、代表理事の承認によって会員となることができる。

(会費等)

第9条 会員は、理事会が別途定める年会費を納入しなければならない。

2 すでに納入された年会費その他の拠出金品は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(退会)

第10条 会員は、退会届を事務局長に提出して任意に退会することができる。

2 次のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、または失踪宣言を受けた場合

(2) 会費を3か月以上滞納した場合

(除名)

第11条 次のいずれかに該当する会員は、理事会の議決を経て、その会員を除名することができる。

(1) 法令、規約または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により除名を行おうとするときは、代表理事は、当事者にその旨を告知し、除名の議決を行う前に理事会にて弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(役員の種類および人数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち若干名を副代表理事とすることができる。

(選任)

第13条 (選任)

1 理事は、普通会員の中から、普通会員の選挙により選出する。加えて、任期を通して普通会員であることとする。

2 理事選挙に立候補しようとする者（以下、「理事立候補者」という。）は、前条第1項第1号に掲げる人数の理事立候補者のグループを組織し、そのグループごとに立候補を届け出なければならない。ただし、補欠または増員による選挙においては、この限りでない。

3 代表理事は、理事会において互選する。

4 副代表理事は、代表理事が任免する。

5 理事は、本会のその他の職員を兼ねることができる。

6 監事は、会員の中から、普通会員の選挙により選出する。加えて、任期を通して会員であることとする。

7 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。

8 選挙の実施等に関する細則は、理事会の議決により別に定める。

(理事の職務)

第14条 理事は、本会を代表し、この規約および総会ならびに理事会の議決に基づき、本会の業務を統括する。

2 理事は、本会のすべての行為につき、連帶して責任を負う。

3 代表理事は、理事会の運営全般に関する取りまとめ役としての職務を行う。

4 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。また、代表理事が特命した職務を遂行する。

(監事の職務)

- 第15条 監事は、事業年度ごとに本会の会計を監査し、会員に報告する。
- 2 監事は、10人以上の普通会員から監査請求があった場合に、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務または財産に関して、不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、その旨を普通会員に報告すること。
 - (4) 前号の報告を行うために必要な場合は、総会を招集すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再選は連続3回までとする。
- ただし、再選の総回数の制限はない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に掲げる定数を欠く場合は、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(解任等)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
 - (3) 普通会員の5分の1以上の解任請求があるとき
- 2 前項により代表理事が欠けるときは、理事は、早急に理事会を招集し、代表理事を選任しなければならない。

第4章 総 会

(総会の構成)

- 第18条 総会は、普通会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第19条 総会は、本会の趣旨の変更など重要な事項について議決する。

(総会の開催)

- 第20条 総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めた場合
 - (2) 普通会員の5分の1以上から総会開催請求があった場合
 - (3) 第15条第2項第4号の規定に基づき、監事が招集した場合

(総会の招集)

- 第21条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3号により総会を開催しようとする場合は、監事が招集する。
- 2 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の主たる事項およびその内容を示した書面を、開催日の2週間前までに発しなければならない。

(総会の定足数)

- 第22条 総会は、普通会員総数の3分の1以上の出席により成立する。

(総会の議決等)

第23条 総会の議事は、出席した普通会員の過半数で決し、可否同数の場合は代表理事の決するところによる。

- 2 総会の議長は、会議ごとに、出席した普通会員で互選する。
- 3 総会の議決は、その他のすべての決定に優先される。

(書面表決等)

第24条 総会に出席しない普通会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使できる。

- 2 前項の代理人は、別途定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する普通会員は、第22条および第23条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する代理人は、本会の普通会員でなければならない。ただし、一人が複数の普通会員の表決権を代理することを妨げない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 3 事務局長、地域事業部長および実行委員長は、理事の要請がある際には理事会に出席し、担当している業務について報告する義務を負う。

(理事会の権能)

第26条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 地域事業部および実行委員会の設置
- (2) 事務局、地域事業部および実行委員会の業務を監督する担当理事の任免
- (3) 事務局長、地域事業部長、実行委員長および選挙管理委員長の任免
- (4) 事務局、地域事業部および実行委員会の活動計画、活動報告、予算および決算の承認
- (5) 中長期計画
- (6) その他理事会として議決を要する事項

(理事会の開催)

第27条 理事会は、次のいずれかに該当する場合、代表理事の招集によって開催する。

- (1) 事業年度の半期に一回以上の定例理事会
- (2) 理事の3分の1以上から開催請求があった場合
- (3) 代表理事が必要と認めた場合

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事の半数以上の出席により成立する。

(理事会の議決等)

第29条 理事会の議事は、規約に特別の定めがある場合および理事会の議決により要件を加重した場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 理事会の議長は、会議ごとに、出席した理事で互選する。

(書面表決等)

第30条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使できる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する理事は、別途定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第28条および第29条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する代理人は、理事でなければならない。ただし、一人が複数の理事の表決権を代理することを妨げない。

(理事会の議決を経ていない事項の特例)

第31条 本会が業務を執行するにあたって、理事会の議決を要する事項（第51条の発議を除く。）のうち、理事会の議決を経ておらず、かつ、簡易または急を要する事項については、理事総数の過半数（規約に特別の定めがある場合および理事会の議決により要件を加重した場合は、その数）の意見に従う。

第6章 事務局

(事務局の構成)

第32条 本会の総合的業務のために事務局を全国に一つ置く。なお、事務局は、第2条に定める事務所のいずれかに設置するものとする。

- 2 事務局に、理事会の任命する事務局長を1名置く。
- 3 事務局長は、事務局の業務を統括する。
- 4 事務局長および事務局の事務局員は、すべて普通会員でなければならない。

(事務局の業務)

第33条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計
 - (2) 会員管理
 - (3) 国内外の青年環境活動に関する情報の収集およびその全体統括
 - (4) 広報
 - (5) 渉外
 - (6) 機関紙の編集および発行
 - (7) ECO2000の管理および運営
 - (8) 組織もしくはイベント運営に関する支援
 - (9) キャリアに関する支援
 - (10) 理事会直轄の実行委員会のサポートおよび監督
 - (11) 地域事業部等との全体的な調整、支援、統括等
 - (12) その他理事会の議決により定めた業務
- 2 事務局長は、半期ごとの活動計画および活動報告を理事会に提出し、承認を受けなければならない。

(事務局の組織)

第34条 第32条の目的を達成するために、役職および担当名を明確にした組織図を理事会の承認のもと、作成しなければならない。

- 2 事務局内に、複数名で構成される部を設置することができる。ただし、部を設置する際には、理事会の承認を要する。
- 3 前項により設置された部の業務を統括するために、それぞれの部に部長を1名置く。ただし、部長は、事務局長の指名に基づき、事務局を担当する理事による承認を要する。

第7章 地域事業部

(地域事業部の構成)

第35条 特定の地域における事業および情報収集に関する業務を遂行するために、特に拠点が必要であると理事会が認めた場合、その地域に地域事業部を設置することができる。

- 2 地域事業部に、理事会の任命する地域事業部長を1名置く。

- 3 地域事業部長は、地域事業部の業務を統括する。
- 4 地域事業部長および地域事業部員は、すべて普通会員でなければならない。

(地域事業部の業務)

第36条 地域事業部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 担当地域内の情報収集
- (2) 地域イベントの開催
- (3) 地域事業部内に設置された実行委員会のサポートおよび監督

2 地域事業部長は、半期ごとの活動計画および活動報告を理事会に提出し、承認を受けなければならぬ。

3 地域事業部は、前項により承認された活動計画にそって活動し、重要な変更があるときは、地域事業部長は、ただちに理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第8章 実行委員会

(実行委員会の構成)

第37条 事務局および地域事業部以外の個人もしくは団体が、本会の名のもとに新規の事業を開始する場合または基幹事業以外の事業を行う場合は、事務局または地域事業部に実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会に、理事会の任命する実行委員長を1名置く。ただし、実行委員長は普通会員でなければならない。

3 実行委員長は、実行委員会を代表する。

4 実行委員長は、実行委員会の事務を統括する事務長を任命することができる。

(実行委員会の業務等)

第38条 実行委員会を設置するには、理事会において事業計画および予算の承認を受けなければならない。また、実行委員会の事業が終了した後には、終了後最初に行われる理事会において、事業報告および決算の承認を受けなければならない。

2 実行委員会の事業期間は、1年以内とする。ただし、理事会の承認がある場合は、この限りでない。

3 第1項の規定に関わらず、半期を超えて事業を継続する場合には、定例理事会において事業の経過を報告し、その承認を得なければならない。

4 実行委員会は、理事会の承認を受けた事業計画にそって活動し、重要な変更があるときは、実行委員長は、ただちに理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第9章 資産と会計

(資産)

第39条 本会の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会が管理する。

(経費の支弁)

第41条 本会の活動遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(予算)

第42条 本会の予算は、事務局長が編成し、理事会の承認を経なければならない。

(決算)

第43条 本会の決算は、事務局長が編成し、理事会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第10章 規約の改正および解散

(規約改正)

第45条 規約の改正は、理事会で理事の三分の二以上の同意によって議決するものとする。

(解散)

第46条 本会の解散については、理事会で理事の三分の二以上の同意によって発議し、普通会員の過半数の同意をもって決定する。

2 本会の解散時に有する残余資産の処分は、総会の議決によるものとする。

附 則

(細則)

第1条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別途定める。

制定：1994年（平成6年）8月15日

改正：1998年（平成10年）6月20日

改組改正：2000年（平成12年）8月1日

改正：2002年（平成14年）10月8日

改正：2003年（平成15年）9月28日

改正：2003年（平成15年）12月24日

改正：2004年（平成16年）3月1日

改正：2004年（平成16年）12月1日

改正：2005年（平成17年）12月1日

改正：2007年（平成17年）12月1日

改正：2010年（平成22年）10月31日